

○中部地方整備局告示第165号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年9月21日

中部地方整備局長 梅山 和成

第1 起業者の名称 三重県

第2 事業の種類 一般国道167号改築工事（鵜方磯部バイパス・三重県志摩市阿児町鵜方字野田地内から同市磯部町坂崎字浅野地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 三重県志摩市阿児町鵜方字野田、字瀬戸ノ田及び字岩出並びに磯部町坂崎字浅野地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県志摩市阿児町鵜方字野田地内から同市磯部町穴川字土橋地内までの延長3,350mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道167号改築工事（鵜方磯部バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道167号改築工事（鵜方磯部バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の新設又は改築は、道路法第 12 条の規定により、国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道 167 号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、改正法附則第 3 項の規定により、本件事業は、本件区間の存する三重県が新設又は改築を行うことができることとされている。

また、道路法第 13 条第 1 項の規定により、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行うこととされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていないことから、三重県が管理を行うものである。

よって、起業者である三重県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、三重県志摩市を起点とし、同県鳥羽市を經由して、終点の同県伊勢市に至る総延長 40.6km の主要幹線道路である。また、本路線のうち三重県志摩市阿児町鵜方地内から同市磯部町恵利原地内までの区間は、三重県地域防災計画等において、第 1 次緊急輸送道路に位置付けられている。

本路線が通過する三重県志摩地域（以下「本地域」という。）は、同県の南東部に位置し、その全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、リアス式海岸線を有する風光明媚な自然環境に恵まれた地域である。その恵まれた自然環境を活かした観光産業及び英虞湾での真珠や海苔の養殖、的矢湾での牡蠣の養殖に代表される水産業が盛んな地域である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、三重県志摩市の中心市街地を通過していることから、地域住民による地域内交通と観光や物流による通過交通がふくそうすることに加え、現道には、近畿日本鉄道志摩線の踏切及び三重県道路交通渋滞対策推進協議会が策定した三重県第 4 次渋滞対策プログラムにおいて主要渋滞ポイントに指定された 2 箇所の交差点があり、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成 22 年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、三重県

志摩市阿児町鵜方地内で 19,154 台／日であり、混雑度は 1.23 となっているほか、平成 23 年 11 月に起業者が実施した渋滞調査によると、賢島口交差点を先頭に同市大王町方面に向かう最大渋滞長 1,820m が確認されている。

本件事業の完成により、鵜方磯部バイパスが現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、通過時間の短縮が図られることにより、地域産業及び地域医療への貢献並びに災害時の緊急輸送道路としての機能強化が認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が環境に与える影響について起業者が任意で調査及び検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、本件区間及びその周辺で行った調査によると、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種に指定されているオオタカ、また、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒクイナ及びメダカ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ハチクマ、ハイタカ、アカハライモリ及びコオイムシ等の生息が確認されている。しかしながら、オオタカ、ハチクマ、ハイタカら猛禽類については、本件区間及びその周辺には、営巣に適した環境の分布はなく、採餌環境の一部が消失するが、周囲にも同様の環境が広く分布していることから、本件事業による影響は軽微であると判断されている。また、ヒクイナ、チュウサギ、アカハライモリ、コオイムシ等については、本件事業の実施により生息環境の一部が消失するが、本件区間及びその周辺には、同様の環境が広く分布していることから、本件事業による影響は軽微であると判断されている。ホトケドジョウ、メダカ等については、工事施工による濁水の影響が懸念されるため、沈殿池や濁水処理施設の設置等を行い、水路に対する濁水の排出を可能な限り削減するとともに、工事施工により直接改変の影響を受けるホトケドジョウについては、改変区域外へ移植するなど必要な措置を講ずることとしていることから、本件事業による影響は軽微であると判断されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載され

ているミクリガヤ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオアカウキクサ、イヌセンブリ、キキョウ、シラタマホシクサ及びキンラン、準絶滅危惧として掲載されているウスゲチョウジタデ、ミズネコノオ及びムラサキミミカキグサ等の生育が確認されている。しかしながら、ミズネコノオ等については、工事施工により直接改変されることがない周辺地域に生息しており、本件事業による影響は軽微であると判断されている。それら以外の植物については、起業者が現生育地に類似した周辺地域に移植を行うなどの適切な保全措置を実施することとしていることから、本件事業による影響は軽微であると判断されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別に措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本地域における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 3 種第 2 級の規格に基づき、4 車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における本体事業のルートについては、申請のあったバイパス案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案及び一部既存道を利用したバイパス案の 3 案を、社会的、技術的及び経済的な観点から検討している。申請案は、他の 2 案に比べ取得必要面積は多いものの、家屋の移転数が最も少なく地域住民に与える影響が比較的少ないこと、施工性に優れること、事業費が最も安価であることなどから、合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判

断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間においては交通混雑が発生しており、できるだけ早期に現道の交通混雑の解消を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長からなる伊勢志摩地区連絡協議会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 三重県志摩市役所